

仕様書

八尾市リモート環境構築機器等一式のリースに係る仕様は、次のとおりとする。

記

1 入札金額の提出方法

入札金額については、八尾市指定用紙にて記載し、提出すること。また、記載金額は、5年間（60回）で算出した月額リース金額を消費税別で記載すること。

2 入札物件について

入札物件については、「別紙1 八尾市リモート環境構築機器等一式」及び「別紙2 機器構成明細」に基づいて積算すること。

3 リース期間について

リースする期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日とする。

4 動産保険について

使用する機器に支障が生じないよう、貸手において加入すること。

なお、動産保険については通常の動産総合保険を想定している

5 リース期間満了後の機器の取扱いについて

リース期間満了（令和13年3月31日）後に、八尾市に無償譲渡されるものとし、ソフトウェア等の取扱いについては著作権者と八尾市にて許諾等対応を行う。

6 納入業者等への支払いについて

納入業者等はすでに決定しているため、リース会社と納入業者等が契約を行い、リース業者は、納入業者等に対して、令和8年4月末日までに全額一括にて支払いを完了すること。また、納入業者等に支払った後に、支払いが完了していることが確認できる書類を八尾市に提出すること。

7 リース料の支払いについて

1ヵ月単位の支払いとし、翌月の上旬に請求、請求書受領後30日以内に支払う。

8 機器の保守について

この契約には、賃貸借する機器の保守にかかる費用は含まないものとし、発注者及び受注者双方の責に依らない場合で物件の滅失、棄損時や修理等により一時的に機器が使用できない場合、両者協議による対応とするものとする。

代替品及び定期部品交換の対応責任は本入札に含まないものとする。

9 その他

リース契約に必要な費用は、すべてリース業者が費用負担すること。

リース契約に関する質問に関しては、必ずメール送信後に電話にて受信確認を実施すること。

賃貸借契約書のひな型については落札後提示することとし、事前提示は行わない。

契約期間中に施設の統廃合や建物を取り壊すことになった場合、物件の移設等により継続して使用するものとする。

当該物件はサーバ等の入替等を行うものであり、既設サーバ等の撤去処分等については含まないものとする。

★問い合わせ先

八尾市政策企画部デジタル戦略課 担当：柳下・川本・西尾

〒581-0003 八尾市本町1丁目1番1号

Tel:072-924-9860 Fax:072-924-8860

E-mail: koubo_joho@city.yao.osaka.jp

別紙1 八尾市リモート環境構築機器等一式

納入業者等	業務名	納入価格
伊藤忠テクノソリューションズ 株式会社 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-1-3 ノースゲートビルディング TEL 06-6439-8740	八尾市リモート環境構築 業務	リース対象合計金額 67,000,000円 (消費税等別)
合計		67,000,000円 (消費税等別)

注① 入札金額は、八尾市指定用紙に記載し提出すること。

注② 記載金額は、5年間（60回）で算出した月額リース金額を消費税別で記載すること。